

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○公共測量の実施(二件)……………  
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

### 告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………二

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消……………二

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………三

○特定非営利活動法人の認定……………(同)……………五

○開発行為に関する工事完了……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五

○争議行為の予告(三件)……………  
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………五

## 告示

●東京都告示第九百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月二十六日

東京都知事 舩添 要 一

一 測量施行者 世田谷区

二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(500レベル))

三 測量の区域 世田谷区内

四 測量の期間 平成二十六年五月二日から同年九月三十日まで

●東京都告示第九百四十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月二十六日

東京都知事 舩添 要 一

一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 中央区晴海四丁目及び晴海五丁目各区内

四 測量の期間 平成二十六年六月二十三日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第九百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百四十

号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十六日

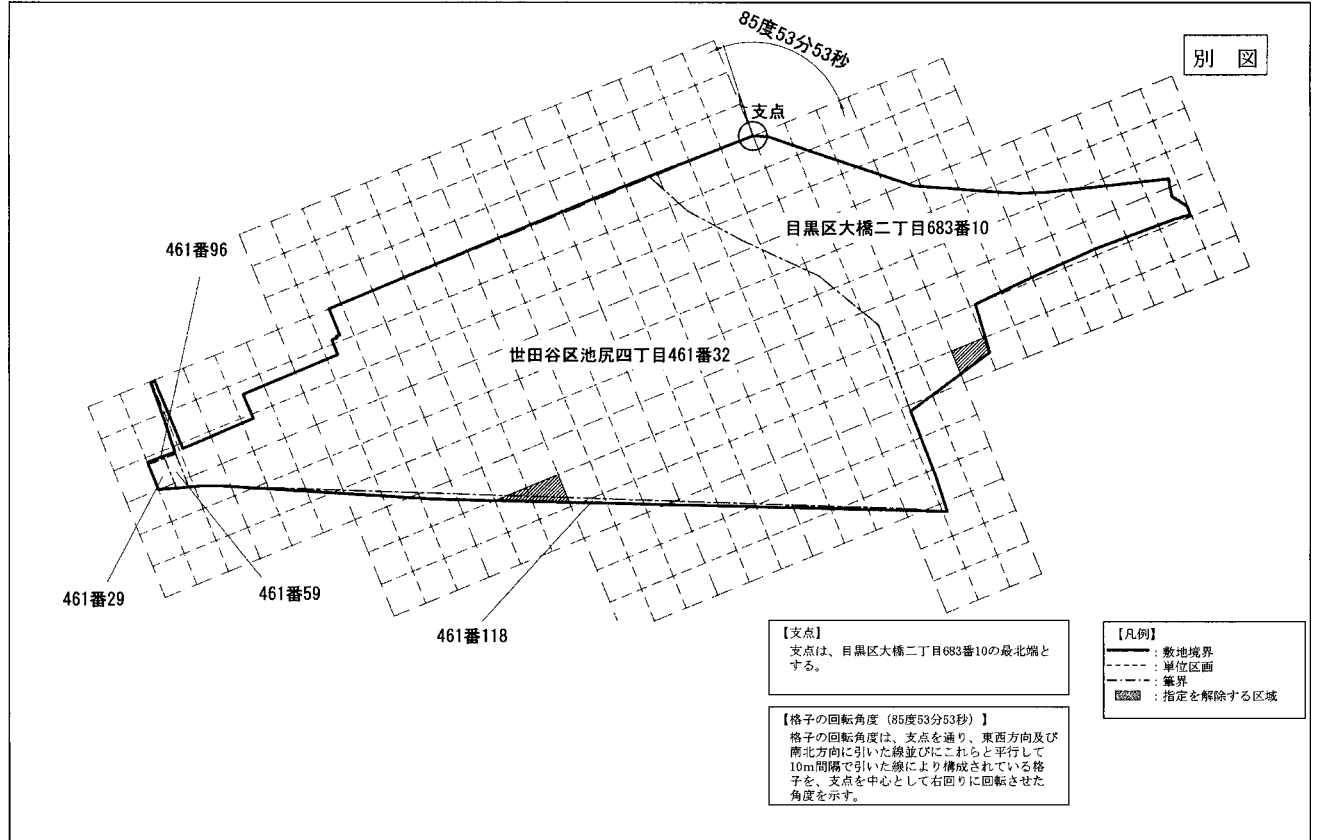
東京都知事 舩添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区大橋二丁目地内及び世田谷区池尻四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

なかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



### 告 示 (選)

#### ●東京都選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

特別養護老人ホーム 丘 八王子市七国四丁目四番一号の上レジデンス

#### ●東京都選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十六年六月二十六日  
 東京都選挙管理委員会  
 施設の名称 新宿区信濃町九番二号  
 所在地 東京電力病院

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年六月二十六日  
東京都知事 舛 添 要 一
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人市川カウンセリングルーム
- 三 代表者の氏名  
齋藤 雅弘
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江戸川区南小岩六丁目十三番十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子ども達や子育て、教育、生涯学習などに携わる大人達に対して、カウンセリングの講座や研修

会、来談カウンセリング、講師の派遣、カウンセリングに關する図書や機関紙の刊行などの実践活動を通して、子どもと大人のメンタルヘルスに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人司法過疎サポートネットワーク
- 三 代表者の氏名  
小海 範亮
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区四谷三丁目二番地二 TRビル七階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、司法過疎の状況にあるため、自らが当然に有する法的な権利の行使に著しい困難を伴う人々に対し、法的サービスの提供に關する事業を行い、もって権利の擁護に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人トモニ
- 三 代表者の氏名  
細江 昌憲
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都立川市高松町三丁目二十九番十五号

五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者の社会参加を促進することを目的に設立する。社会が障害者をつくる、という現状を厳しく再認識し、あらゆる場面への参加を創出し、相互に認め合い、尊重できるような社会を目指す。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年五月二十三日  
東京都知事 舛 添 要 一
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本への留学を支援する会
- 三 代表者の氏名  
AFANASEV ROMAN（アフアナシエフ ロマン）
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江東区北砂五丁目十五番十五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本に關心を持つロシア及びウクライナ、カザフスタン等旧ソ連新独立国家（以下「NIS」という。）の若者に対して、日本への留学準備を支援すると

ともに、在日中の生活支援や日本社会との交流促進事業を行い、日本とロシア、N I Sとの架け橋として重要な役割を担う人材の育成を目指し、ひいては日本とロシア、N I Sとの友好促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Webシャポテン誌

三 代表者の氏名

赤石 幸三

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市富士本一丁目二十九番地二十四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、サポテンを含む多肉植物園芸の啓発、普及活動及び教育、研究に関する事業と、Webシャポテン誌ホームページ上にその成果を掲載することにより、インターネットを通じて正確な情報を広く交換し共有することを通じ、人と植物のより良い共生と植物の健全な生育はもとより、正しい品種や呼称の維持の大切さ、植物に関する重要な文献の保護や復刻の必要性などへの理解を広めて行くことを目的とする。

1 自然環境と生態系を認識させ、希少種の保全と増殖を図り、絶滅を回避させ地球環境の保全向上活動に寄与する。

2 多肉植物の栽培技術の向上と園芸文化の育成を図り、心の豊かさを創造する。

3 多肉植物のグランドカバープランツ及びヒートアイランド防止植物としての活用、普及活動により地域緑化に貢献する。

4 肥料および農薬の使用に關しての知識を広め、可能な限り、環境に配慮した組成のものを使用することにより地球の汚染を防ぐ。

5 Webシャポテン誌上に品種の特徴を公開することにより、雑交配による品種の混乱を防ぎ、園芸的に作出された価値のある品種を確定する。

6 インターネット上に写真を掲載することにより植物を認定し、品種名の浸透を図り、安定した植物の適正価格による普及を促進する。

7 本法人の目的に賛同する、諸外国を含むあらゆる個人、団体との親睦、協和を図ると共に、ワシントン条約、生物多様性保全条約、等の遵守と国際協力を推進し、植物種の保全活動を促進する。

尚、本定款の多肉植物はサポテンを含む乾生植物全般及び、他の品種に分類されていない植物を対象とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杉並ポプラの会

三 代表者の氏名

秋田 豊

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上荻一丁目二十四番四号 プリンスマンション四〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、人がらしく生きるとするために必要な介護および学習機会を保障するため、移動困難者への支援事業および学習支援事業を行い、住民同士の相互扶助により法や制度の枠を超えた自主的なサービスを創造し、以って地域の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人k i c h i

三 代表者の氏名

千葉 玲美

四 主たる事務所の所在地

東京都大島町元町一丁目九番四号 高田土産店二階

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び来島者に対し、地域及び観光振興に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人EUMEC

三 代表者の氏名

原 享弘

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門一丁目二番三号 虎ノ門清和ビル一

○階

五 定款に記載された目的

この法人は、アジアの発展途上国の医療従事者等が日本で医療技術を習得するための支援を行うとともに、発展途上国で医療従事を希望する国内医療従事者等に対し、情報提供、手続き支援、住環境サポート等を行うことにより、国際的な双方向の医療交流の発展に寄与し、ひいては国内外の一般市民の健康の増進を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ふくしま再生の会

二 代表者の氏名

田尾 陽一

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三十七番十三号

四 その他の事務所の所在地

福島県相馬郡飯館村佐須字滑八十七番地

五 認定の有効期間

平成二十六年六月十八日から平成三十一年六月十七日まで

まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市鈴木町一丁目三百九十番六の一部 新宿区西新宿一丁目二十六番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 中井加明三

小平市花小金井南町二丁目千九百九十五番一、同番一地先、同番四及び千九百九十六番一日五番三号 愛知県名古屋市中区栄四丁目五番三番三 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田 和彦

小平市花小金井二丁目六百五十四番八、六百七十四番二及び同番三 新宿区西新宿一丁目二十六番二番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 中井加明三

調布市下石原二丁目二十六番五、同番五地先、同番六、同番七、同番十五、同番十六及び同番十九から同番三十まで 立川市羽衣町一丁目二十一番四一〇一〇号 滝山開発有限会社 代表取締役 佐藤 重雄

調布市富士見町一丁目三十九番一及び同番四十六から同番五十八まで 調布市下石原一丁目五十番地六 戸井田真一

清瀬市中里三丁目九百五十四番、同番地先、九百五十七番三、九百五十八番八及び同番十九 清瀬市上清戸二丁目三番十号 株式会社セイリングホーム 代表取締役 櫻井 立家

清瀬市旭が丘一丁目六百三十五番一 西東京市北原町三丁目二番二十二号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

小平市上水新町二丁目千三百五十七番一から同番五まで、千三百五十八番四及び同番六 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

小平市上水新町二丁目千三百五十八番三、同番五及び千三百五十九番二 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

争議行為の予告について 東海伸和労働組合執行委員長宮崎修から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月五日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十六日 東京都知事 舛 添 要 一

一 事件 年間一時金等の要求に関する件

二 日時 平成二十六年六月二十七日以降問題解決に至るまでの

問

三 場所及び所在地

株式会社東海輸送 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

株式会社仲和運輸 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

四 種類

ストライキを含む一切の争議行為を、一部もしくは全部を単独又は併用して実施する。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社東海輸送代表取締役菊川政弥から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月九日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

東海伸和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月二十七日以降問題解決に至るまでの間

問

三 場所及び所在地

株式会社東海輸送 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、

同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等、その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社仲和運輸代表取締役宮崎保男から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月九日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

東海伸和労働組合の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月二十七日以降問題解決に至るまでの間

問

三 場所及び所在地

株式会社仲和運輸 世田谷区上馬四丁目二十九番九号、同所三十八番五号、同区八幡山二丁目八番五号及び同区船橋七丁目二十一番六号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等、その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

